

先進事例 3 市の条文（子どもに関する施策の推進関係抜粋）

【士別市子どもの権利に関する条例】

（子どもに関する行動計画）

第19条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

【川崎市子どもの権利に関する条例】

第6章 子どもの権利に関する行動計画

（行動計画）

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

（子どもに関する施策の推進）

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子ども之最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもの支援するものであること。

【武蔵野市子どもの権利条例】

第8章 条例の推進体制

（推進計画）

第30条 市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

2 推進計画には、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。）を位置付けます。

3 市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

（評価と検証）

第31条 推進計画の実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例（平成26年9月武蔵野市条例第23号）第3条の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。

- 2 市は、前項の評価と検証のほか、必要に応じて、推進計画の実施結果について子どもと擁護委員の意見を聴きます。
- 3 市は、第1項の評価と検証の結果と前項の意見について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。